

平成二十三年六月二十八日受領
答弁第二五九号

内閣衆質一七七第二五九号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出君が代斉唱命令に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出君が代斉唱命令に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねは、東京都教育委員会に係る事案について裁判所が示した判断に関するものであり、政府として見解を述べることは差し控えたい。

なお、学習指導要領においては「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としているところ、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるものであり、入学式や卒業式における国歌斉唱の具体的な実施方法については、こうした行事の意義を踏まえ、教育委員会や校長が適切に判断するものと考えている。

三、四及び六について

お尋ねは、政党の活動や政策に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

なお、我が国で、日の丸が国旗、君が代が国歌として定着していることは、多くの国民に認められているところであり、国旗及び国歌については、当然のことながら、菅内閣としても敬意を持って対応すべき

ものと考えている。

五について

教科用図書は、民間が創意工夫を生かして著作編集を行うものであり、学習指導要領を踏まえどのように記述するかは、当該図書の著作者等の判断に委ねられている。平成二十四年度から使用される中学校の教科用図書については、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）に照らし、教科用図書検定調査審議会の専門的な調査審議により教科用図書として適切であると判断され、検定に合格となったものであるが、これらのうち社会科の公民的分野の全ての教科用図書には、御指摘の「拉致問題」、「竹島や尖閣諸島」及び「国旗・国歌」に係る記載があり、「自衛隊を違憲」であると記述しているものはない。

七について

国旗及び国歌については、例えば、小学校第六学年の社会科では、学習指導要領において「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」とし、その解説において「国際社会に生きる日本人としての自覚と資

質を育成することが大切である。我が国の国旗と国歌の意義については、・・・次のような事柄について理解できるようにする必要がある。①国旗と国歌はいずれの国ももっていること。②国旗と国歌はいずれの国でもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること。③我が国の国旗と国歌は、それぞれの歴史を背景に、長年の慣行により、「日章旗」が国旗であり、「君が代」が国歌であることが広く国民の認識として定着していることを踏まえて、法律によって定められていること。④国歌「君が代」は、日本国憲法の下においては、日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であること。」とするなど、各学校・各学年において児童生徒の発達段階に応じて適切に指導することとしているところである。